

# 26 年産米の作付等に関する方針

平成 25 年 12 月 24 日  
農林水産省

## 1 25 年産米の安全確保の取組とその結果

### (1) 25 年産米の安全確保の取組

25 年産米については、放射性セシウム濃度が基準値を超えない米のみを出荷するため、政府、関係自治体及び生産現場等が一体となって、24 年産米と同様、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を行いました。

具体的には、

- ① 帰還困難区域、旧警戒区域等では作付制限を行ったほか、
- ② 24 年産米で基準値を超える放射性セシウムが検出された地域等では、作付前に出荷制限を行った上で、地域の米の全量管理(吸収抑制対策の徹底及び生産量の全量把握)と全袋検査を条件に作付を可能としました。

また、避難指示解除準備区域等では、作付再開に向けた実証栽培等の取組を行いました。

### (2) 吸収抑制対策と全量管理の効果

作付を行った地域では、24 年産米の検査結果に応じて、カリ肥料の施用による吸収抑制対策を行った結果、25 年産米の放射性セシウム濃度は 24 年産に比べてさらに低減しました。

特に、24 年産米で基準値を超える放射性セシウムが検出され、全量管理・全袋検査を行った地域でも、吸収抑制対策の徹底により、基準値を超える事例はきわめて限定的な発生にとどまり、吸収抑制対策の効果が再確認されました。

## 2 26 年産米の作付等に関する方針

### (1) 基本的な考え方

26 年産米については、24、25 年産米の取組と同様、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせ安全確保を図ります。

## (2) 避難指示区域の取扱い

### ① 帰還困難区域

避難指示により区域内への立入が制限されており、稲の作付・営農を行うことはできません。【作付制限】

### ② 居住制限区域（※1）

避難指示により区域内での営農が制限されており、一般の生産者の作付はできません。可能な範囲で除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を行います。【農地保全・試験栽培】

〔 ※1 地域の状況に応じて、作付再開準備を行うことも可能。 〕

### ③ 避難指示解除準備区域（※2）

営農の再開が可能であり、農地の除染等の状況に応じ、県及び市町村が管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を行うことができます。

【作付再開準備】

〔 ※2 役場機能の移転等避難の状況により、きめ細かな管理が困難な市町村では、農地保全・試験栽培を行うことも可能。  
他方、除染の進捗状況によっては、全量生産出荷管理等を行うことも可能。 〕

## (3) 避難指示区域外の地域の取扱い

### ① 25年産米の作付再開準備の地域（※3）

吸収抑制対策を徹底しなければ基準値超過事例が発生する可能性が高いことから、県及び市町村が管理計画を策定し、吸収抑制対策を徹底した上で地域の米の全量を管理し、全袋検査を行います。【全量生産出荷管理】

〔 ※3 住民帰還の状況や実証栽培の結果に応じて、作付再開準備を行うことも可能。 〕

### ② 25年産米の全量生産出荷管理の地域及び25年産米で50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域（※4）

吸収抑制対策を徹底しなければ基準値超過事例が発生する可能性が否定できないことから、県の管理の下、農家単位で吸収抑制対策を徹底するとともに、全戸検査を行います。【全戸生産出荷管理】

### ③ その他の地域（※4）

必要に応じて吸収抑制対策を実施し、地域単位で抽出検査を行います。

〔 ※4 福島県では、25年産米と同様、稲を作付した農家を台帳に整理し、検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行うことで、順次出荷が可能。 〕